

志布志市地域防災計画概要版



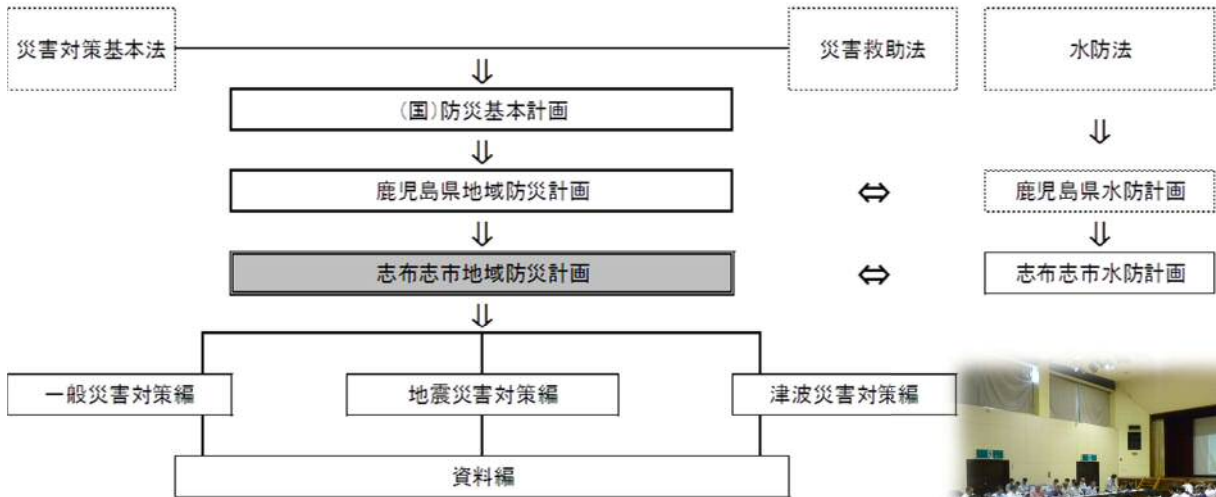
志布志市

平成 30 年 5 月

計画の基本的考え方

1 志布志市地域防災計画とは

志布志市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、志布志市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること、また、市内の土地や各種施設、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

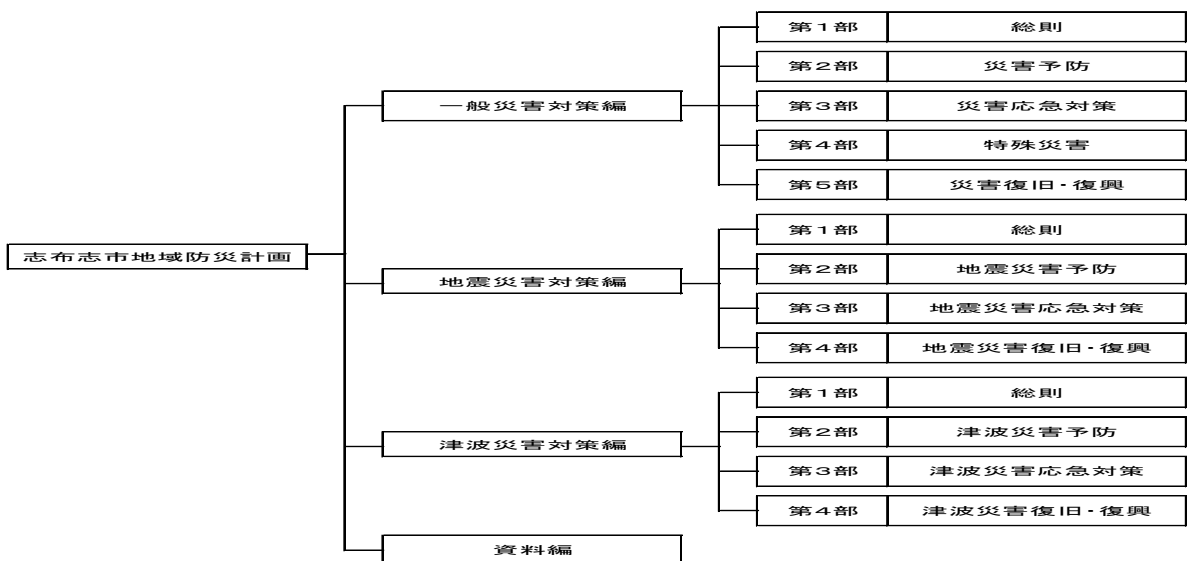


2 地域防災計画の理念

本計画の基本理念として、志布志市振興計画の重点プロジェクトの一つであります「安心・安全でぬくもりがあり元気なまちづくり」とし、津波対策をはじめ、消防・防災体制を強化し、市民の安全確保を目指しています。

3 地域防災計画の構成

志布志市地域防災計画の構成は、次のようになっています。





《一般災害対策編》

第1部 総則

1 基本方針

(1) 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

(2) 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障がい者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。

(4) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

(5) 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民の生活安定や福祉の向

上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

2 防災関連機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。

3 市民及び事業所の基本的責務

市民、事業所等が平常時及び災害発生時に実施が必要となる事項について定めています。

4 市の地域特性及び災害特性

市の位置、地形、地質特性及び社会条件、風水害等の災害履歴及び災害特性を示しています。

第2部 災害予防

1 災害に強い施設等の整備

被害の軽減を図るため、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう災害に強い施設の整備等について定めています。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○土砂災害等の防止対策の推進 | ○河川災害・高潮災害等の防止対策の推進 |
| ○防災構造化の推進 | ○建築物災害の防災対策の推進 |
| ○公共施設の災害防止対策の推進 | ○農業災害の防止対策の推進 |
| ○防災研究の推進 | |



2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材の整備等について定めています。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ○防災組織の整備 | ○通信・広報体制（機器等）の整備 |
| ○気象観測体制の整備、観測資料の活用 | ○消防体制の整備 |
| ○避難体制の整備【別紙：（避難指示等一覧（3類型））】 | |
| ○救助・救急体制の整備 | ○交通確保体制の整備 |
| | ○輸送体制の整備 |
| ○医療体制の整備 | ○その他の災害応急対策事前措置体制の整備 |
| ○複合災害対策体制の整備 | |



3 市民の防災活動の促進

効果的な防災対策を行うため、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化等について定めています。

- 防災知識の普及啓発
- 防災訓練の効果的実施
- 自主防災組織の育成強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 防災ボランティアの育成強化
- 企業防災の促進
- 要配慮者の安全確保



第3部 災害応急対策

1 活動体制の確立

効果的な災害応急対策を行うため、応急活動体制の確立、また、地域だけでは対処しえない事態において、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制の確立等について定めています。

- 応急活動体制の確立【別紙：災害警戒本部・災害対策本部】
- 情報伝達体制の確立
- 災害救助法の適用及び運用
- 広域応援体制
- 自衛隊の災害派遣
- 技術者、技能者及び労働者の確保
- ボランティアとの連携
- 災害警備体制

2 警戒避難期の応急対策

気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期において、各種情報を収集・伝達し、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策の効果的な実施について定めています。

- 気象警報等の収集・伝達
- 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 広報
- 水防・土砂災害等の防止対策
- 消防活動
- 避難の勧告・指示、誘導
- 救助・救急
- 交通確保・規制
- 緊急輸送
- 医療・助産・メンタルケア
- 要配慮者への緊急支援



3 事態安定期の応急対策

状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策の効果的な実施について定めています。

- 避難所の運営【別紙：避難場所等】
- 食料の供給
- 応急給水
- 生活必需品の給与
- 感染症予防対策
- 動物保護対策
- し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 行方不明者の捜索、遺体の処理等
- 住宅の供給確保
- 文教対策
- 義援物資等の取扱い
- 農林水産業災害の応急対策

4 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、

一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定めています。

- | | | |
|---|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 電力施設の応急対策 | <input type="checkbox"/> ガス施設の応急対策 | <input type="checkbox"/> 上水道施設の応急対策 |
| <input type="checkbox"/> 農業集落排水施設の応急対策 | <input type="checkbox"/> 電気通信施設の応急対策 | |
| <input type="checkbox"/> 道路・河川等の公共施設の応急対策 | | |



第4部 特殊災害

1 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生などの海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防対策 | <input type="checkbox"/> 応急対策 |
|-------------------------------|-------------------------------|

2 鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防対策 | <input type="checkbox"/> 応急対策 |
|-------------------------------|-------------------------------|

3 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生などの大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防対策 | <input type="checkbox"/> 応急対策 |
|-------------------------------|-------------------------------|



4 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策について定めています。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防対策 | <input type="checkbox"/> 応急対策 |
|-------------------------------|-------------------------------|

5 林野火災対策

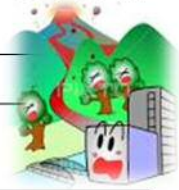
火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し防災関係機関がとるべき対策について定めています。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防対策 | <input type="checkbox"/> 応急対策 |
|-------------------------------|-------------------------------|

6 火山災害対策

桜島が噴火した場合、本市においては、火山の爆発による降灰災害が想定されるため、降灰災害に対し、防災関係機関及び市民がとるべき対策について定めています。

○桜島降灰除去計画



7 不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された場合の対応策について定めています。

○不発弾等の処理主体等 ○処理のための事前準備 ○処理体制
○海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

第5部 災害復旧・復興

1 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であり、その災害復旧に係る対策、また、被災者の早急な生活再建は、災害からの復興を図る上で不可欠であるため、生活資金等に係る対策について定めています。

○公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 ○激甚災害の指定



2 被災者の災害復旧・復興支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援について定めています。

○被災者の生活確保 ○被災者への融資措置

《地震災害対策編》

地震災害対策編の中で、一般災害対策編と同様の内容については、一般災害対策編を準用することとしています。



第1部 総則

1 基本方針

(1) 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

(2) 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障害者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。

(4) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

(5) 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢

者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

2 防災関連機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。

3 市民及び事業所の基本的責務

市民、事業所等が平常時及び災害発生時に実施が必要となる事項について定めています。

4 市の地域特性及び災害特性

平成 24 年 8 月発表された南海トラフの巨大地震検討会等による想定や県地震等災害被害予測調査等の想定等を記載しています。

- ・(国) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 弱の揺れと最大津波高 7 メートルの津波発生、及び沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。
- ・(県) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 強の揺れと最大津波高 6.41 メートルの津波発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。

5 災害の想定

(1) 南海トラフの巨大地震モデル検討会による想定地震の概要

平成 24 年 8 月に発表された南海トラフの巨大地震検討会等による震度分布、液状化分布図、被害想定等を掲載しています。

表 震度分布

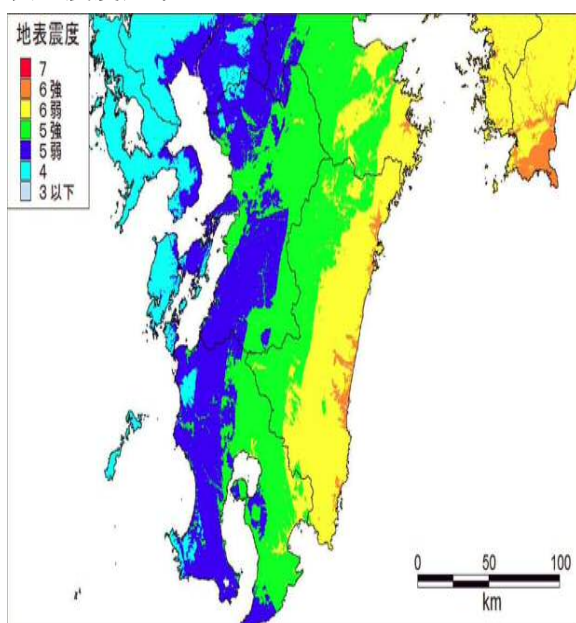
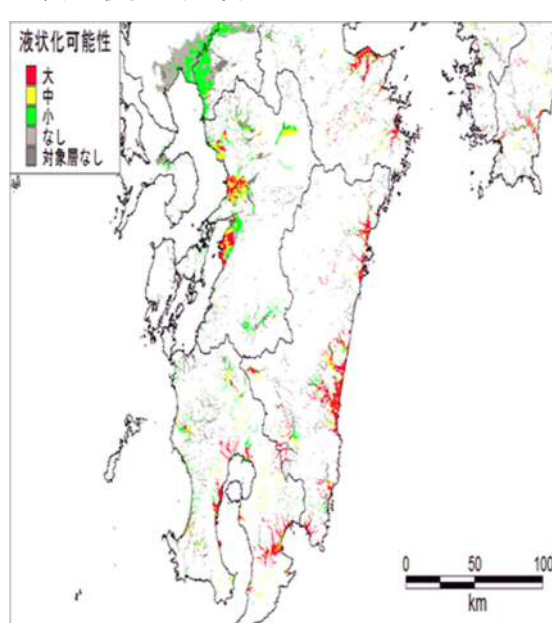


表 液状化分布図



平成 24 年 8 月 (南海トラフの巨大地震モデル検討会)

(2) 県地震等災害被害予測調査による想定地震の概要

平成 25 年 3 月に発表された県地震等災害被害予測調査等による想定地震、震度分布、液状化分布図、被害想定等を掲載しています。

表 鹿児島県による想定地震等の概要 平成 25 年 3 月 (鹿児島県地震等災害被害予測調査)

地震 (震源)	マグニチュード	最大震度	最大津波	
			到達時間 (分)	津波高 (m)
鹿児島湾直下	7.1	5 強	217	1.30
県西部直下 【市来断層帯 (市来区間) 近辺】	7.2	4	356	1.27
甕島列島東方沖 【甕断層帯 (甕区間) 近辺】	7.5	4	262	1.41
県北西部直下 【出水断層帯付近】	7.0	4	—	—
熊本県南部 【日奈久断層帯 (八代海区間) 近辺】	7.3	4	—	—
県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	4	—	—
南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘 (4 連動)】	地震 9.0 津波 9.1	6 強	49	6.41
種子島東方沖	8.2	6 強	90	4.26
トカラ列島太平洋沖	8.2	5 弱	100	3.50
奄美群島太平洋沖 (北部)	8.2	4	145	2.87
奄美群島太平洋沖 (南部)	8.2	4	131	2.57
桜島北方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	—
桜島東方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	—

表 鹿児島県による想定地震等の概要（想定地震等の位置）

平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

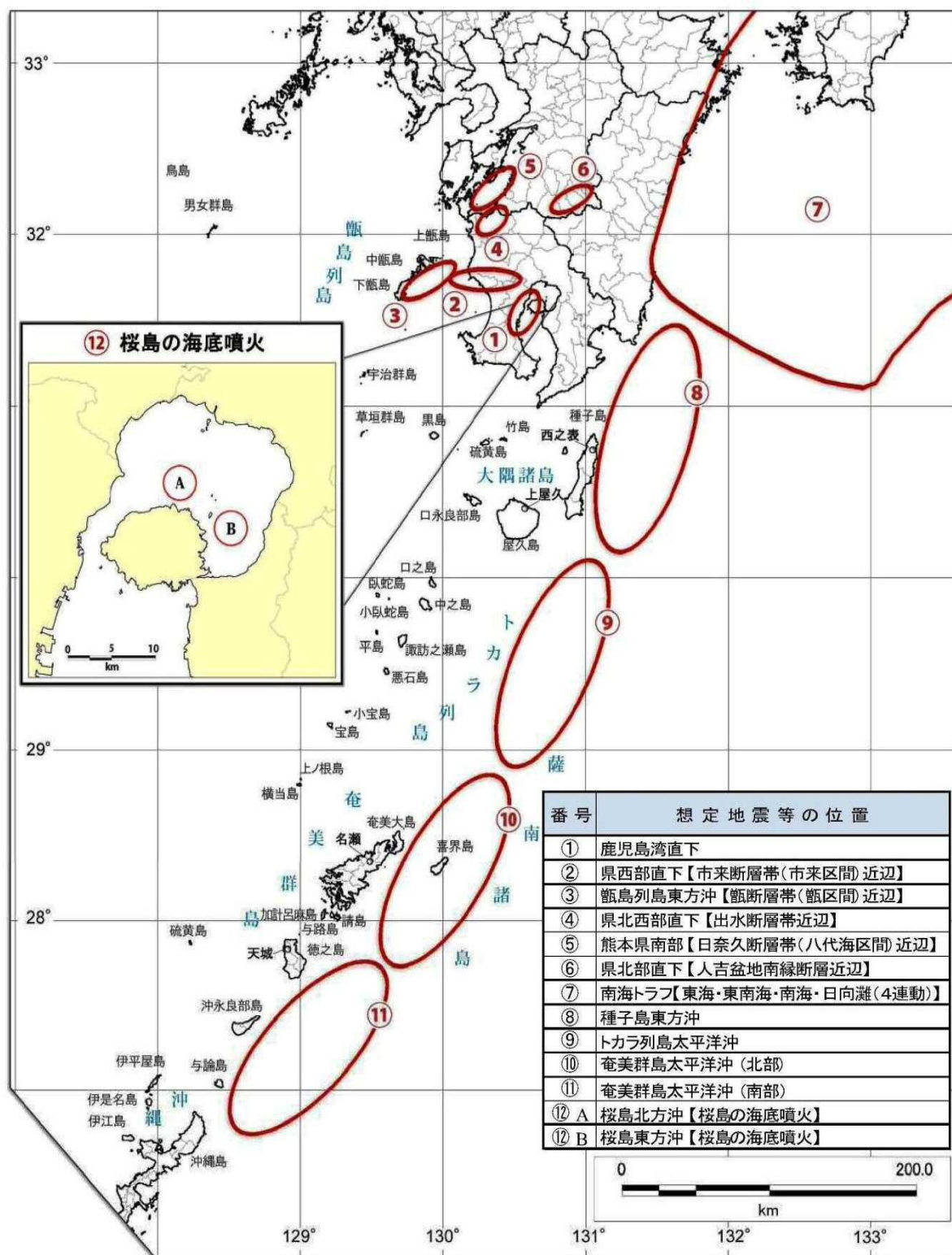


表 震度分布

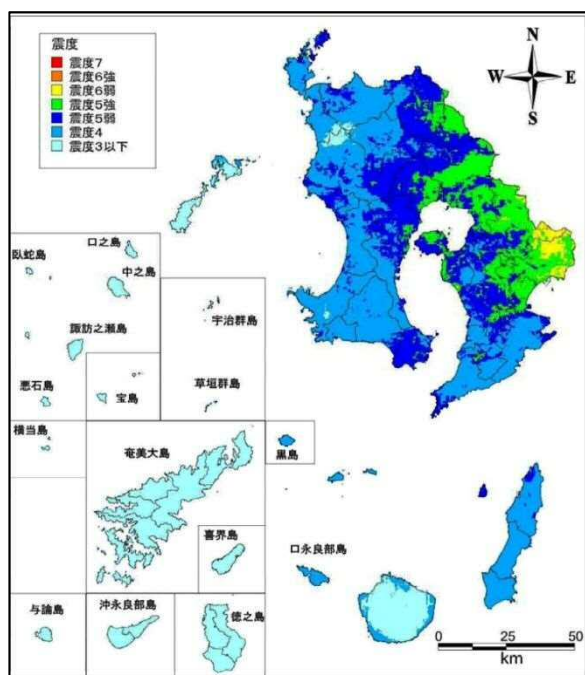
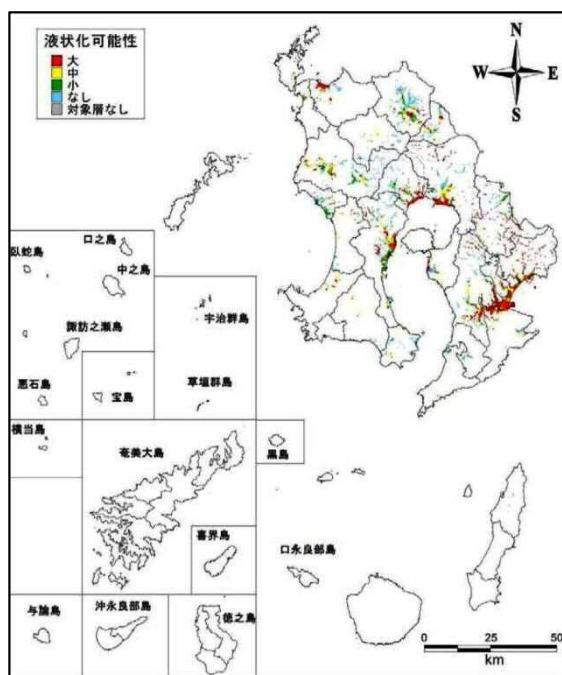


表 液状化分布図



平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

①本市の最大被害想定

◆建物等被害数

○全壊・焼失棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	場外機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	730	70	10	1,200	10	2,000	20

○半壊棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計	場外機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	2,900	3,500	50	440	6,900	60

○ブロック塀等倒壊件数

想定地震等	塀件数				倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
種子島東方沖	2,800	620	630	4,100	520	320	110	950

○自動販売機転倒台数

想定地震等	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
種子島東方沖	1,300	20

○屋外落下物発生建物数

想定地震等	建物落下物が想定される建物棟数	建物落下物が生じる建物棟数
種子島東方沖	760	200

◆人的等被害数

○死者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	夏 12 時	—	—	680	—	—	680	10

○負傷者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
種子島東方沖	冬深夜	570	—	80	—	—	660	0

○重傷者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
種子島東方沖	冬深夜	320	—	30	—	—	350	0

○揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者数）

想定地震等	季節・時刻	揺れによる建物被害に伴う要救助者数
種子島東方沖	冬深夜	60

○津波被害に伴う要救助者数・要検索者数

想定地震等	季節・時刻	要救助者数	要検索者数
南海トラフ	夏 12 時	660	810

◆ライフライン等被害数

○上水道被害（断水人口）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	給水人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災一か月後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
種子島東方沖	冬 18 時	33,800	17,800	53	16,700	50	11,000	33	1,600	5

○電力被害（停電軒数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	電灯軒数	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災一か月後	
			停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)
種子島東方沖	冬 18 時	19,500	480	2	180	1	30	—	10	—

○通信被害（固定電話不通回線数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災一か月後	
			不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
種子島東方沖	冬 18時		550	5	10	—	—	—	—	—

○通信被害（携帯電話不通回線数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻		被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災一か月後	
			停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク
種子島東方沖	冬 18時		7	—	1	—	—	—	—	—

○ガス被害（供給停止戸数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	復旧対象需 要家数(戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災一か月後	
			供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)
南海トラフ	冬 18時	80	80	100	100	0	0	0	0	0

○道路施設被害箇所数

想定地震等	津波浸水域	津波浸水域外	合計
種子島東方沖	—	60	60

○鉄道施設被害箇所数

想定地震等	在来線等		合計
	津波浸水域	津波浸水域外	
種子島東方沖	0	20	20

○港湾・漁港係留施設被害箇所数

想定地震等	岸壁		その他係留施設	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設	被害箇所数
種子島東方沖	20	0	20	—

○被災防波堤延長

想定地震等	防波堤延長 (m)	被災防波堤延長 (m)
南海トラフ	6,500	320

第2部 地震災害予防

1 地震災害に強い施設等の整備

被害の軽減を図るため、各種防災事業を推進し、被害の未然防止、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備する等、地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定めています。

- 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 防災構造化の推進
- 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 公共施設の災害防止対策の推進
- 危険物災害等の防止対策の推進
- 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 地震防災研究の推進

2 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等の整備について定めています。

- 防災組織の整備
- 通信・広報体制（機器等）の整備
- 地震等観測体制の整備
- 消防体制の整備
- 避難体制の整備【別紙：（避難指示等一覧（3類型））】
- 救助・救急体制の整備
- 交通確保体制の整備
- 輸送体制の整備
- 医療体制の整備
- その他の震災応急対策事前措置体制の整備
- 複合災害対策体制の整備



3 市民の防災活動の促進

平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識向上と対応能力の強化促進等について定めています。

- 防災知識の普及啓発
- 防災訓練の効果的実施
- 自主防災組織の育成強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 防災ボランティアの育成強化
- 企業防災の促進
- 要配慮者の安全確保

第3部 地震災害応急対策

1 活動体制の確立

災害応急対策を効果的に実施するため、市は応急活動体制を確立し、また、地域だけでは対処しえない事態において、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制の確立について対策を定めています。

- 応急活動体制の確立【別紙：災害警戒本部・災害対策本部】
- 情報伝達体制の確立
- 災害救助法の適用及び運用
- 広域応援体制
- 自衛隊の災害派遣
- 技術者、技能者及び労働者の確保



○ボランティアとの連携 ○災害警備体制

2 初動期の応急対策

発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策について定めています。

○地震情報等の収集・伝達 ○災害情報・被害情報の収集・伝達
 ○広報 ○消防活動 ○危険物の保安対策
 ○水防・土砂災害等の防止対策 ○避難の勧告・指示、誘導
 ○救助・救急 ○交通確保・規制 ○緊急輸送
 ○医療・助産・メンタルケア ○要配慮者への緊急支援

3 事態安定期の応急対策

状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施し、また、大規模な地震災害時には、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などの事態安定期の応急対策について定めています。

○避難所の運営【別紙：避難場所等】 ○食料の供給 ○応急給水
 ○生活必需品の給与 ○感染症予防対策 ○動物保護対策
 ○し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
 ○行方不明者の搜索、遺体の処理等 ○住宅の供給確保 ○文教対策
 ○義援物資等の取扱 ○農林水産業災害の応急対策



4 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定めています。

○電力施設の応急対策 ○ガス施設の応急対策 ○上水道施設の応急対策
 ○農業集落排水施設の応急対策 ○電気通信施設の応急対策
 ○道路・河川等の公共施設の応急対策 ○鉄道施設の応急対策

第4部 地震災害復旧・復興

1 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であり、その災害復旧に係る対策、また、被災者の早急な生活再建は、災害からの復興を図る上で不可欠であるため、生活資金等に係る対策について定めています。

○公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 ○激甚災害の指定



2 被災者の災害復旧・復興支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援について定めています。

○被災者の生活確保 ○被災者への融資措置

《津波災害対策編》

津波災害対策編の中で、一般災害対策編と同様の内容については、一般災害対策編を準用することとしています。

第1部 総則

1 基本方針



(1) 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

(2) 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障害者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。

(4) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

(5) 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢

者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

2 防災関連機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。

3 市民及び事業所の基本的責務

市民、事業所等が平常時及び災害発生時に実施が必要となる事項について定めています。

4 市の地域特性及び災害特性

平成 24 年 8 月発表された南海トラフの巨大地震検討会等による想定や県地震等災害被害予測調査等の想定等を記載しています。

- ・(国) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 弱の揺れと最大津波高 7 メートルの津波発生、及び沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。
- ・(県) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 強の揺れと最大津波高 6.41 メートルの津波発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。

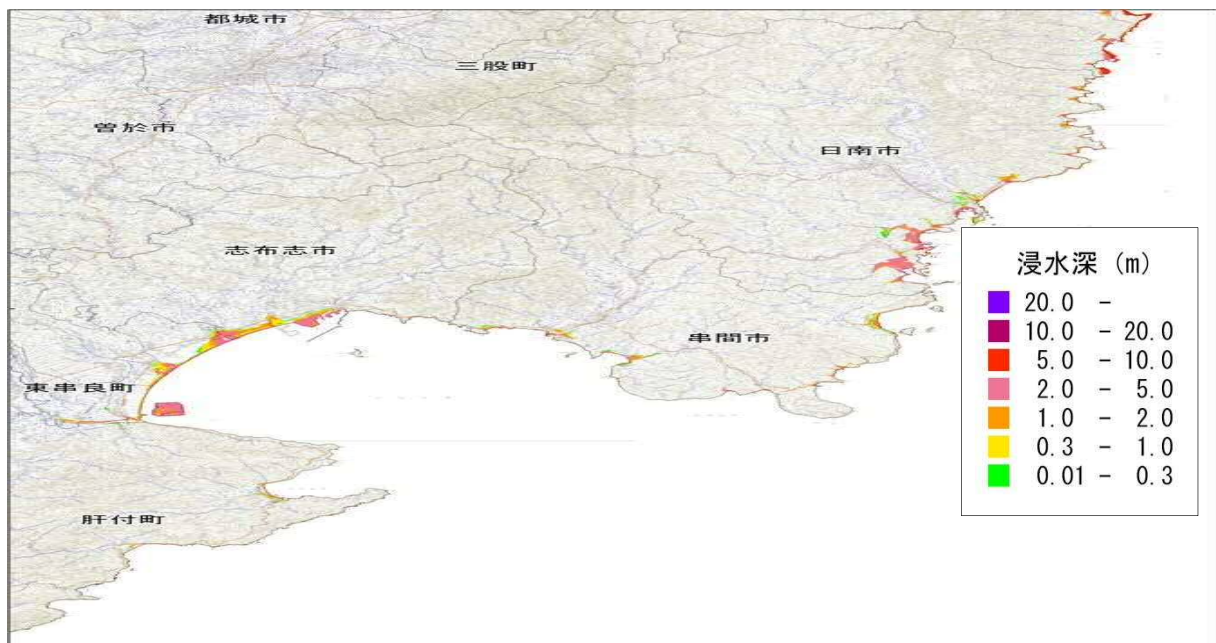
5 災害の想定

(1) 南海トラフの巨大地震モデル検討会による想定地震の概要

平成 24 年 8 月に発表された南海トラフの巨大地震検討会等による浸水深分布図等を掲載しています。

表 浸水深分布図

平成 24 年 8 月 (南海トラフの巨大地震モデル検討会)

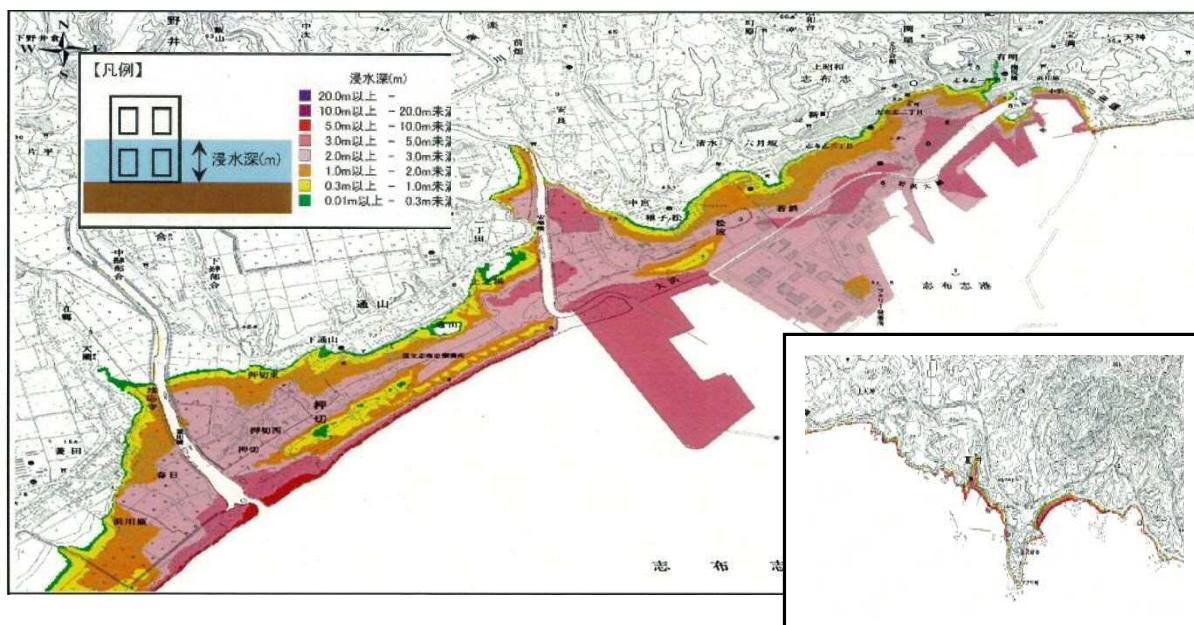


(2) 県地震等災害被害予測調査による想定津波の概要

平成 25 年 3 月に発表された県地震等災害被害予測調査等による浸水深分布図等を掲載しています。

表 浸水深分布図

平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）



第2部 津波災害予防

1 津波災害予防の基本的な考え方

科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進します。

○津波災害予防の考え方



2 津波災害に強い施設等の整備

被害の軽減を図るため、各種防災事業を推進し、被害の未然防止、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことを基本とし、津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定めています。

- 津波災害防止対策の推進
- 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 防災構造化の推進
- 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 公共施設の災害防止対策の推進
- 危険物災害等の防止対策の推進
- 津波防災研究等の推進

3 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備し、また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大

かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態の発生に係る対策を定めています。

- 防災組織の整備
- 通信・広報体制（機器等）の整備
- 津波観測体制の整備
- 消防体制の整備
- 避難体制の整備【別紙：（避難指示等一覧（3類型））】
- 救助・救急体制の整備
- 交通確保体制の整備
- 輸送体制の整備
- 医療体制の整備
- その他の津波応急対策事前措置体制の整備
- 複合災害対策体制の整備

4 市民の防災活動の促進

- 防災知識の普及啓発
- 防災訓練の効果的実施
- 自主防災組織の育成強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 防災ボランティアの育成強化
- 企業防災の促進
- 要配慮者の安全確保



第3部 津波災害応急対策

1 活動体制の確立

災害応急対策を効果的に実施するため、市は応急活動体制を確立し、また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制の確立について定めています。

- 応急活動体制の確立【別紙：災害警戒本部・災害対策本部】
- 情報伝達体制の確立
- 災害救助法の適用及び運用
- 広域応援体制
- 自衛隊の災害派遣
- 技術者、技能者及び労働者の確保
- ボランティアとの連携
- 災害警備体制



2 初動期の応急対策

発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を推進します。

- 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達
- 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 広報
- 消防活動
- 危険物の保安対策
- 水防・土砂災害等の防止対策
- 避難の勧告・指示、誘導
- 救助・救急
- 交通確保・規制
- 緊急輸送
- 医療・助産・メンタルケア
- 要配慮者への緊急支援

3 事態安定期の応急対策

状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施し、また、大規模な地震災害時には、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などの事態安定期の応急対策について定めています。

- | | | |
|----------------------|---------------|---------|
| ○避難所の運営【別紙：避難場所等】 | ○食料の供給 | ○応急給水 |
| ○生活必需品の給与 | ○感染症予防対策 | ○動物保護対策 |
| ○し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 | | |
| ○行方不明者の捜索、遺体の処理等 | ○住宅の供給確保 | ○文教対策 |
| ○義援物資等の取扱 | ○農林水産業災害の応急対策 | |



4 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定めています。

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------|
| ○電力施設の応急対策 | ○ガス施設の応急対策 | ○上水道施設の応急対策 |
| ○農業集落排水施設の応急対策 | ○電気通信施設の応急対策 | |
| ○道路・河川等の公共施設の応急対策 | ○鉄道施設の応急対策 | |

第4部 津波災害復旧・復興

1 地域の復旧・復興の基本方針の決定

市は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて等、復旧・復興の基本的方向について定めています。

- | |
|---------------|
| ○被害状況による基本的方向 |
|---------------|



2 迅速な原状復旧の進め方

市は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧について等、復旧・復興の基本的方向について定めています。

- | |
|----------|
| ○迅速な原状復旧 |
|----------|

3 計画的復興の進め方

市は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興について等、復旧・復興の基本的方向について定めています。

○計画的復興

4 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細やかな支援について定めています。

○被災者等の生活再建等の支援

5 被災者への融資措置

市は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用する等、積極的な資金の融資計画について定めています。

○被災者への融資措置

○各種資金の貸付条件等



≪資料編≫

1 条例等

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○志布志市防災会議委員 | ○志布志市防災会議条例 |
| ○志布志市災害対策本部条例 | ○志布志市災害対策本部設置規則 |

2 連絡体制

- | |
|-----------|
| ○防災関係機関一覧 |
|-----------|

3 危険箇所等

- | | | |
|----------|-----------|---------------|
| ○河川危険箇所 | ○海岸危険箇所 | ○急傾斜地崩壊危険箇所 |
| ○土石流危険渓流 | ○山地災害危険箇所 | ○土砂災害警戒区域指定箇所 |

4 消防団

- | |
|-------|
| ○消防分団 |
|-------|

5 避難場所等

- | |
|--------------------------------------|
| ○通常の避難場所（1次開設） |
| ○災害救助法が適用された場合等の追加避難場所（2次開設） |
| ○津波の際の避難場所（高台） |
| ○津波の際の緊急退避ビル（高台避難所までの時間がない場合の一時退避場所） |
| ○ヘリコプターの発着場 |
| ○ドクターヘリ離着陸場所（ランデブーポイント） |

6 施設等

- | | |
|----------------------|------|
| ○要配慮者関連施設（土砂災害警戒区域内） | ○火葬場 |
|----------------------|------|

7 応援協定等

- | |
|--|
| ○鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定 |
| ○鹿児島県消防相互応援協定 |
| ○消防相互応援協定（宮崎県串間市） |
| ○志布志市における大規模な災害時の応援に関する協定書（九州地方整備局） |
| ○大規模災害時における応急対策に関する協定書（志布志市ふるさと協議会） |
| ○災害時の放送に関する協定書（特定非営利活動法人 志布志コミュニティ放送） |
| ○災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定（鹿児島県LPガス協会曾於支部） |
| ○災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社鹿屋営業所） |
| ○災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定書（株式会社 エーコープ鹿児島、JR九州ドラッグイレブン 株式会社、株式会社 タイヨー、株式会社 南九州ファミリーマート、株式会社 ニシムタ） |

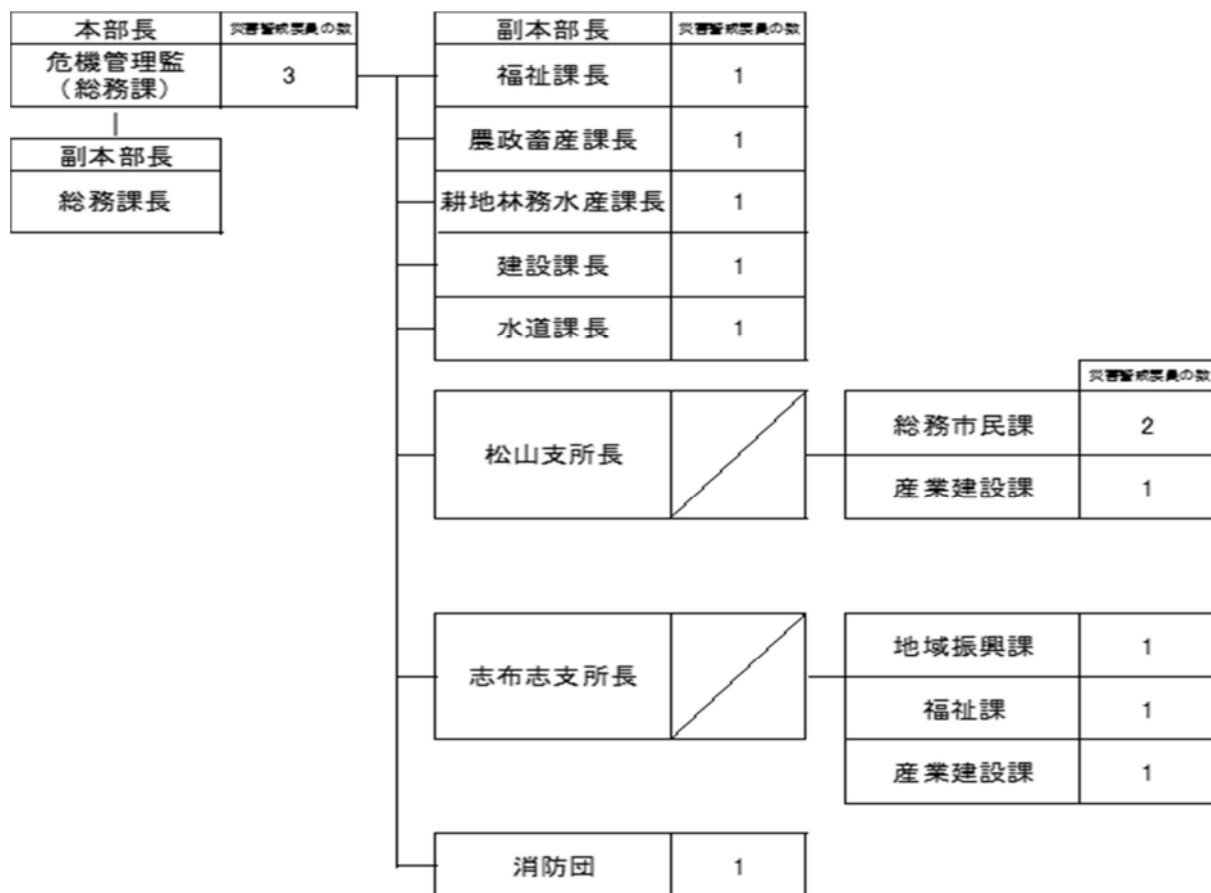
- 自然災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（生活協同組合 コープかごしま）
- 災害時等における飲料水等物資の供給協力に関する協定書（株式会社 南日本飲料）
- 仮事務所施設利用に関する協定（志布志海上保安署）
- 災害における福祉避難所に関する協定書（社会福祉法人 欣生会、社会福祉法人 松山やっちく会、社会福祉法人 隆愛会）
- 災害時における市内郵便局及び志布志市の相互協力に関する協定（志布志市内郵便局）
- 災害における施設使用に関する協定書（志布志警察署）
- 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 鹿児島支店）
- 大規模災害時臨時事務所の使用協定書（九州地方整備局志布志港湾事務所・鹿児島県大隅地域振興局）
- 大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定書（鹿児島県土地家屋調査士会）
- 大規模災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書（鹿児島県土地家屋調査士会・鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）
- 災害時における被害状況の情報提供に関する協定書（南日本新聞曾於南日会）
- 災害時における緊急輸送等に関する協定書（大隅曾於地区消防組合）
- 東九州自動車道・地域高規格道路における消防相互応援協定書（大隅曾於地区消防組合）

別紙

○避難指示等一覧（3類型）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に非難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行為を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。 ・津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

○災害警戒本部組織



○災害対策本部組織

部名	部長	副部長	班名	班長	副班長	課・局
総務対策部	危機管理監 (総務班長兼務)	総務課長	総務班	危機管理監 (総務対策部長兼務)	総務課長補佐	総務課
			財務班	財務課長	会計管理者	財務課 会計課
			広報班	企画政策課長	企画政策課長補佐	企画政策課
			商工班	港湾商工課長	情報管理課長	港湾商工課 情報管理課
民生対策部	福祉課長 (救助班長兼務)	保健課長 (救護班長兼務)	救助班	福祉課長 (民生対策部長兼務)	税務課長	福祉課 税務課
			救護班	保健課長 (民生対策副部長兼務)	保健課長補佐	保健課
			防疫班	市民環境課長	市民環境課長補佐	市民環境課
農業対策部	農政畜産課長 (農政畜産班長兼務)	耕地林務水産課長 (耕地林務水産班長兼務)	農政畜産班	農政課長 (農業対策部長兼務)	農政課長補佐	農政畜産課
			耕地林務水産班	耕地林務水産課長 (農業対策副部長兼務)	耕地林務水産課長補佐	耕地林務水産課
土木対策部	建設課長 (土木水防班長兼務)	都市政策推進室長 (土木水防班長兼務)	土木水防班	建設課長 (土木水防対策部長兼務)	都市政策推進室長 (土木水防対策副部長兼務)	建設課
水道対策部	水道課長 (水道班長兼務)	水道課長補佐 (水道班長兼務)	水道班	水道課長 (水道対策部長兼務)	水道課長補佐 (水道対策副部長兼務)	水道課
公安消防対策部	消防団長	各方面隊長 (消防連絡班長兼務)	消防連絡班	各方面隊長 (公安消防対策部長兼務)	各方面副隊長	
輸送対策部	議会事務局長 (輸送班長兼務)	議会事務局長次長 (輸送班長兼務)	輸送班長	議会事務局長 (輸送対策部長兼務)	議会事務局長次長 (輸送副部長兼務)	議会事務局
						監査委員事務局
教育対策部	教育総務課長 (教育総務班長兼務)	生涯学習課長 (教育施設班長兼務)	教育総務班	教育総務課長 (教育対策部長兼務)	学校教育課長	教育総務課 学校教育課
			教育施設班	生涯学習課長 (教育対策副部長兼務)	生涯学習課長補佐	生涯学習課
			松山分室班	松山分室教育係長		教育分室
			有明分室班	有明分室教育係長		教育分室
松山支所対策部	松山支所長兼 総務市民課長 (松山支所総務民生班長兼務) (現地災害対策本部長兼務)	産業建設課長 (松山支所農政土木水防班長兼務)	総務民生班	松山支所長兼総務市民課長	総務市民課長補佐	総務市民課
			農政土木水防班	産業建設課長	農業委員会事務局	産業建設課 農業委員会事務局
志布志支所対策部	志布志支所長兼 地域振興課長 (志布志支所総務班長兼務) (現地災害対策本部長兼務)	志布志支所福祉課長 (志布志支所民生班長兼務)	総務班	志布志支所長兼 地域振興課長 (志布志支所対策部長兼務)	地域振興課長補佐	地域振興課
			民生班	福祉課長 (志布志支所対策副部長兼務)	市民税務課長	市民税務課 福祉課
			農政土木水防班	産業建設課長	産業建設課長補佐	産業建設課

本部長
(市長)

副本部長
(副市长)
(教育長)

○避難場所等

・通常の避難場所（1次開設）

（備考欄に×となっている避難場所は、津波の場合は除く）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の 状 況	収容 人員	電話	備考
老人福祉センター	ホール	松山町新橋268	鉄骨	200	487-2111	
やっちくふれあいセンター		松山町新橋3410	鉄骨	1,000	481-4000	
尾野見地区公民館	ホール	松山町尾野見44-3	鉄骨	200	487-8776	
志布志小学校	体育館	志布志町帖6398	鉄筋	500	472-1358	×
潤ヶ野小学校		志布志町帖10688	鉄筋	60	479-1314	
森山小学校		志布志町内之倉1643	鉄筋	50	479-1616	
四浦地域ふれあいセンター		志布志町内之倉7185	鉄筋	20		
田之浦地区ふれあいセンター		志布志町田之浦3500	鉄筋	50		
出水中学校跡地	体育館	志布志町内之倉3500	鉄筋	200	479-1316	
香月地区公民館		志布志町志布志3丁目28番6号	鉄筋	100	473-0321	×
安楽地区公民館		志布志町安楽1781	鉄筋	100	472-3627	
帖五区農産研修センター		志布志町帖4789	鉄骨	30	472-5650	
上田之浦地区山村研修センター		志布志町田之浦1684-4	鉄骨	30		
八野地区農業構造センター		志布志町内之倉4525	木造	50	479-2253	
志布志市文化会館		志布志町志布志2238-1	鉄筋	500	472-3050	
志布志支所		志布志町志布志2丁目1番1号	鉄筋	100	472-1111	×
夏井地区公民館		志布志町夏井485	木造	60		×
潤ヶ野地区営農研修センター		志布志町内之倉3453	鉄骨	30	479-1242	
伊崎田地区公民館		有明町伊崎田8895	鉄骨	50	474-1510	
有明小学校	体育館	有明町野井倉1182	鉄筋	500	474-0006	
通山小学校	体育館	有明町野井倉8304-4	鉄筋	500	477-0555	×
蓬原小学校	体育館	有明町蓬原815	鉄筋	500	475-0102	
野神小学校	体育館	有明町野神3139	鉄筋	500	475-0002	
原田小学校	体育館	有明町原田529-2	鉄筋	500	472-0004	
山重小学校	体育館	有明町山重10873-2	鉄筋	500	475-0055	
有明地区公民館		有明町野井倉1756	鉄筋	500	474-1111	
川西地区公民館		有明町蓬原2249	木造	30	475-1107	

・災害救助法が適用された場合等の追加避難場所（２次開設）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の 状 況	収容 人員	電話	備考
松山小学校	体育館	松山町新橋 1502	鉄筋	500	487-2004	
泰野小学校	体育館	松山町泰野 3743	鉄筋	500	487-8159	
尾野見小学校	体育館	松山町尾野見 36	鉄筋	500	487-8615	
松山中学校	体育館	松山町泰野 3870	鉄筋	500	487-8158	
香月小学校	体育館	志布志町安楽 188	鉄筋	500	472-0246	×
安楽小学校	体育館	志布志町安楽 1769	鉄筋	500	472-1426	
八野小学校跡地		志布志町内之倉 5450	鉄筋	100	479-1312	
志布志中学校	体育館	志布志町帖 3394	鉄筋	500	472-1357	
一丁田公民館		志布志町安楽 6142-19	木造	30		
天神地域ふれあいセンター（旧老人憩いの家）		志布志町帖 6571-9	鉄骨	30		
志布志健康ふれあいプラザ		志布志町志布志 3222-1	鉄筋	200	472-1800	×
志布志運動公園体育館		志布志町安楽 190-46	鉄筋	1,000	473-2551	×
志布志市運動公園武道館		志布志町安楽 190-46	鉄筋	100	473-2551	×
四浦小学校跡地	体育館	志布志町内之倉 7185	鉄筋	75	479-1621	
田之浦中学校跡地	体育館	志布志町田之浦 2018	鉄筋	200	479-1621	
伊崎田中学校	体育館	有明町伊崎田 8866	鉄筋	500	474-0623	
有明中学校	体育館	有明町野井倉 1582	鉄筋	500	474-0011	
宇都中学校	体育館	有明町原田 2256-1	鉄筋	500	475-0115	
有明総合体育館		有明町野井倉 1760	鉄筋	1,000	474-1670	

・津波の際の避難場所（高台）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の状況	収容人員	電話	備考
通山保育園	園庭等	有明町野井倉 8547 番地 1	鉄筋	300	474-1506	
尚志館高等学校	グラウンド・体育館等	志布志町安楽 6200 番地	鉄筋	1,000	472-1318	
安楽地区公民館		志布志町安楽 1750 番地 4	鉄筋	100	472-3627	
志布志市文化会館		志布志町志布志 2238 - 1	鉄筋	500	472-3050	
志布志中学校	体育館	志布志町帖 3394	鉄筋	500	472-1357	
双葉保育園	駐車場等	志布志町帖 6571 番地 15, 16	鉄筋	500	472-0544	
大山病院	駐車場等	志布志町夏井 1212-1	鉄筋	100	472-1400	

・津波の際の緊急退避ビル（高台避難所までの時間がない場合の一時退避場所）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の状況	階数	電話	備考
プライム 30 香月	階段等	志布志町志布志 3-2-15	鉄筋	6	473-1000	
ホテル ポラリス	階段・屋上等	志布志町志布志 3-2-11	鉄筋	5	471-1200	
サンパーム志布志	階段等	志布志町志布志 3-17-31	鉄筋	5	472-5007	
チャオ天志館	階段・屋上等	志布志町志布志 2-17-21	鉄筋	6	471-1212	
ボンジョルノ天志館	階段・屋上等	志布志町志布志 2-17-6	鉄筋	6	471-1212	
ヴィラ志布志	階段等	志布志町志布志 2-16-16	鉄筋	7	472-5007	
志布志支所	階段・屋上等	志布志町志布志 2-1-1	鉄筋	5	472-1111	